入 札 説 明 書

令和7年11月7日に公告した「沖縄県病院事業局A重油供給業務(単価契約)」に係る一般競争入札(以下「入札」という。)については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

この入札説明書は、入札を行うにあたり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

(1) 件 名 沖縄県病院事業局令和7年度第4四半期分A重油供給業務(単価契約)

(2) 購入物品及び数量 A重油 約527,000 リットル (予定数量)

(3) 規格等 日本産業規格(JIS)における、A重油第1種2号

(4) 契約期間 令和8年1月1日から同年3月31日まで

(5) 納入場所 沖縄県病院事業局(県立北部病院、県立中部病院、県立精和病院

県立南部医療センター・こども医療センター)

(6) 納入方法 仕様書のとおり

2 契約条項を示す期限及び場所

(1) 期限

令和7年12月12日(金) 午後5時まで

(2) 提出場所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116 番地 37 沖縄県病院事業局経営課 経営再建推進室

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年12月19日(金) 午前10時

(2) 場所

沖縄県那覇市旭町 116 番地 37 南部合同庁舎 5 階第 4 会議室 ※会議室については、変更の場合がございます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告時点で、沖縄県から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (3) 民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て、または再生中ではないこと。
- (4) 会社更生法の規定による更正手続開始の申し立て中、または更正手続き中ではないこと。
- (5) 物品の買入れ等の契約にかかる競争入札の沖縄県参加資格者名簿に登載されている者で、営業種目が燃料類、種目が石油製品であること。
- (6) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

- (7) 営業年数が令和7年1月1日現在において5年以上であること。
- (8) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万以上であること。
- (9) 従業員の数が5人以上であること。
- (10) 沖縄県病院事業局が必要とするA重油の供給に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (11) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 50 年法律第 96 号)第 27 条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。なお、入札者は、当該書類について説明を求められるときは、これに応じなければならない。
- (12) 沖縄本島内に事業所を有していること。
- (13) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (14) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (15) 労働関係法令を遵守すること。
- (16) 次のアから才までに該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で<u>知事</u>が定める入札参加停止期間を経過していない者
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止 又は指名除外の措置を受けた者
 - (3) 一般競争入札参加資格登録申請書の提出期日の日から入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において 不渡手形及び不渡小切手を出した者
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立て がなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをし た者若しくは申立てがなされた者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

- 6 入札参加資格の申請方法等
 - (1) 申請の方法

この公告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は(2)に掲げる場所に提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。

ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
- イ 誓約書
- ウ 法人にあっては、登記簿謄本(登記事項証明書)
- エ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
- オ 直近の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書)
- カ 入札参加資格の登録を申請する日以前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がない ことの証明書
- キ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行した実績について証する書類
- ク 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であることを証する書類等
- ケ 所有地見取り図 (第4号様式)
- コ 労働保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く)申請日直近の労働保 険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

例

- ・労働局からの収入済通知書(領収印があるもの)
- ・納付書・領収証書(領収印があるもの)
- ・口座振替結果のお知らせ(申請者名が入っている部分を含む)
- ・労働保険事務組合からの領収書等
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- サ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類

申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

例

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・納付書・領収証書(領収印があるもの)
- ・領収済通知書(領収印があるもの)
- 社会保険料納入証明書
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- シ 社会保険に加入義務がないことについて申出書(加入義務がない場合)[第5号様式]
 - ※なお、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の沖縄県参加資格者名簿に登載されている者は、一般競争入札参加登録資格申請書に記載がある(2)~(6)及び(8)を除く申請書類のみ提出すること。 また、沖縄県病院事業局令和7年度A重油供給業務に係る参加資格を得た者については、第6号 又は第7号様式のいずれかを提出すること。

- (2) 申請書等及び契約条項等の入手場所及び提出場所
 - ア 入手場所 沖縄県病院事業局ホームページ

(https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/)

イ 提出場所 沖縄県病院事業局 経営課 経営再建推進室

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116番地 37 (南部合同庁舎 9階)

電話番号 098-866-2636

(3) 申請書等の受付期間及び提出部数

ア 期間 令和7年11月11日から12月12日(金)まで(土曜日、日曜日休日を除く。)とし、受付 時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 提出部数 1 部

7 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和7年12月18日(木)までに通知する。

8 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から令和8年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞な く資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在
- (3) 氏名(法人にあっては代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては資本金
- (6) 電話番号

10 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が5に該当するに至った場合においては、当該資格を取消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

11 入札書の作成方法及び提出

(1) 入札書を提出(投函)する場合は、封書に入れて行うこととし、かつ、封書の表面に次の事項を記載しなければならない。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

- イ 令和7年12月19日(金) 開札 「沖縄県病院事業局令和7年度第4四半期分A重油供給業務(単価契約)入札書在中」と記載しなければならない。
- (2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

- ア 入札書には、単位当たりの単価を記入すること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名及び代表者の印を押印すること。
- ウ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載 及び押印をすること。又、代理人は委任状を持参すること。
- エ 郵送による入札は、原則として、これを認めない。

ただし、契約担当者が特に認めた場合は、配達証明付き書留郵便をもって提出することができる。 この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に 入札名、入札日時を記載の上封書し、契約担当者あて提出するものとする。

なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは、無効とする。

12 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額については、少数第二位まで記載すること。)をもって落札価格とするもので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。

13 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県病院事業局財務規程第 132 条の規定により、見積もる契約金額(単価契約にあっては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、同規則第 100 条第 2 項の規定に基づき次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部を免除する。入札保証金の納付期限など、詳細は「入札保証金説明書」を参照すること。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札(建設工事に係る競争入札を除く。)に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 入札の取りやめ等

入札者が連合(談合)し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができない と認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめる ことができる。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 10 入札保証参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。なお再度の入札は原則1回とする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

17 契約にあたっての留意事項

- (1) 契約者は、沖縄県病院事業局財務規程第133条の規定により、契約金額(単価契約にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額の総額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の契約保証金を納めなければいけない。(消費税及び地方消費税を含む。)ただし、同条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当すると認められるときは、その全部を免除する。
 - ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保 険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
 - イ 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 基本契約書の作成については次のとおりとする。
 - ア 基本的事項については、契約書(案)、仕様書及び財務規則等によるものとする。
 - イ 落札決定の日から7日以内に基本契約の取り交わしを行うものとする。
 - ウ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに、確定するものとする。
 - エ 落札者が期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

18 単価契約の変更協議基準

(1) 価格変更の指標

経済産業省資源エネルギー庁が発表するレギュラーガソリンの価格(消費税抜)を指標とする。

(2) 変更単価の決定方法など

上記(1)の燃料の指標価格を月末で比較し「1リットル当たり3円以上」の変動があった場合は、 その都度協議を行うものとし、変更単価は翌月適用とする。

19 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 代理人が入札に出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (3) 入札者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の沖縄県病院事業局の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (4) この入札に参加する者は、入札公告及び契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札公告等に疑義があるときには関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として意義を申し立てることはできない。
- (5) 本件に係る質問については令和7年12月12日(金)までに下記の問い合わせ先のメールまたはFAXにて「20問い合わせ先」あて送信すること(件名は「A重油供給業務(令和7年度第4四半期分)入札」と記載すること。)回答は令和7年12月17日(水)までに沖縄県病院事業局ホームページにて回答を公開する。

20 問い合わせ先

契約事務を担当する部局の名称及び所在地 沖縄県病院事業局 経営課 経営再建推進室 〒900-0029 那覇市旭町 116番 37号(南部合同庁舎 9階) 電子メール aa190120@pref.okinawa.lg.jp